

発行／三原市人権推進課

編集／三原市大和人権文化センター

住所／三原市大和町下徳良107番地1

電話／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

第2回人権学習会を12月12日（土）に開催しました。

今回の学習会は、NPO法人 ゆにばーさる 理事 山下真澄さんを講師にお迎えし「すべての子どもの教育権を守るために！」～広島県「子供の生活に関する実態調査」から見える課題～と題して開催しました。

広島県が2017年に小学校5年生・中学校2年生を対象に貧困の調査をしたところ、4分の1が生活困難層であり、ひとり親家庭は困窮層の割合が高くなっています。

それに伴い、学力や進学希望などに格差が大きく、親子とも健康にも大きな影響が出てきます。

広島県が実施している貧困対策として、小学生に対する朝ごはんの提供や学力不振の子どもに対する指導で指定校に加配教員や再雇用の学力フォローアップ教員などを配置しています。

格差が拡大し固定化する要因として、家庭の経済力が学習環境や生活体験などが大きく影響し学力格差の原因になっています。

また、生活困難層の親は子ども時代の生活も厳しかった割合が高く貧困の連鎖になっています。

人権を基底においた教育の破壊については、当事者からの訴えを無視していじめを放置しては、いじりやからかいだと思ったなど事の重大さを認識していない。このようなことから学校の教育目標の「人権意識の育成」が消えています。

教育権を守るための条件整備は、経済的な支援の拡充として就学援助内容等の周知徹底や家庭学習の支援や生活相談内容を具体的に提示して援助する。

暮らしの実態に学ぶ教育の再構築として、学力不振や意欲の低下などをもたらす暮らしの実態を把握し適切な援助をする。教育関係職員の人権意識の向上として、いじめによる自死の背景や校則を考えるなど全体的に分かりやすい講演でした。

結びに【人間は、多くの人との出会いによって変わる】と話されたのが印象的でした。



大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 1月15日(金) 9:00~12:00

場所 大和人権文化センター 会議室

相談内容 暮らしの相談

相談員2名で対応します。次回は、2月19日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く
10:00~16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

人権ってなんだろう？ NO. 13



性同一性障害
性的指向

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。

また、からだの性とところの性との食違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の視線にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

こうした性的指向や性同一性障害などを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが大切です。

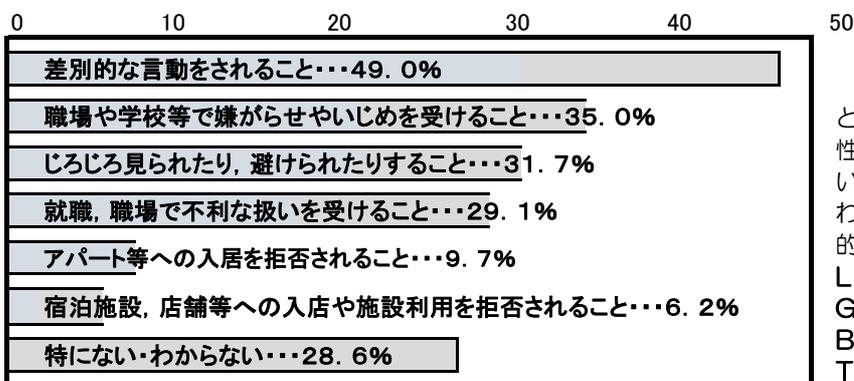
※ 性的指向とは

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のことを言います。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるために正常とは思われず、場合によっては、職場を追われることさえあります。

このような差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

● 性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年10月)

LGBTという言葉を知っていますか？

性的指向及び性同一性障害について、いわゆるLGBTなどと言われることがありますが、一般的に、次のことを示しています。

L：女性の同性愛者（レズビアン）

G：男性の同性愛者（ゲイ）

B：両性愛者（バイセクシュアル）

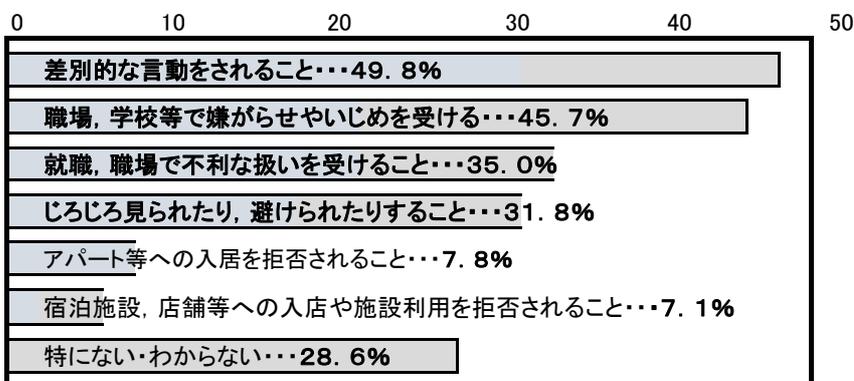
T：性同一障害者（トランスジェンダー）

※ 性同一性障害とは

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。性同一性障害の人々は、社会の中で偏見にさらされ職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたり、就職・職場で不利な扱いを受けたりすることがあります。

なお、性同一性障害のある人々のうち、一定の条件を満たす人は「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で、性別の取扱いの変更の審判を受けることができることとされています。

● 性同一障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年10月)



参考資料(抜粋)「気づき」から「きずな」へ
(広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子)平成29(2017)年3月発行